

5 育児短時間勤務

小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する職員は、申し出ることにより1日の勤務時間を1日を通じて2時間の範囲内で短縮することができます。

※「子」…養子及び法律上の親子関係に準ずる関係にある子を含む。

■ 利用できる期間

小学校就学の始期に達する（6歳の誕生日の前日の属する年度の3月31日）まで、1日の勤務時間を、1日を通じて2時間の範囲内で短縮できます。

ただし、1日の所定勤務時間が6時間以下の日は短縮することができません。

また、1日の所定労働時間が7時間45分を超える日は、短縮後の勤務時間が5時間45分となるまで短縮することができます。

■ 短縮・申出の単位

- ・ 30分単位で1日を通じて2時間の範囲内
- ・ 1回につき1か月以上の期間（回数制限なし）

■ 手続き

申 出 事 由	申 出 期 限	提 出 書 類
申し出るとき	開始予定日の1か月前まで	①育児短時間勤務申出書 ②申出に係る子の出生（予定）年月日が確認できる書類（母子手帳の写しなど。以下同じ。）（以前に同一の子について当該制度を利用したことがある場合は省略可）
①開始予定日前に申出期間を変更したいとき ②短縮時間帯・曜日を変更したいとき	「手続き一覧」（39頁）参照	育児申出（請求）内容変更届
申出を撤回したいとき	開始予定日の前日まで	育児休業等撤回届
申出に係る子を養育しないこととなった場合等（注1）	すみやかに	育児休業等終了届
申出者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業等が始まるとき（注2）	当該休暇等の申出期限まで	当該休暇等申出時の提出書類
特別養子縁組が不成立等となった場合（注4）	すみやかに	育児休業等終了届
期間中に制度の利用を中止したいとき	事前に	育児休業等終了届
申出後に、申出に係る子が出生したとき	出生後すみやかに	①育児休業等対象児出生届 ②申出に係る子の出生年月日が確認できる書類

（提出先） 申出者→所属長→各部局担当事務→人事企画課

(注1) 申出に係る子を養育しないこととなった場合等

- (1) 育児短時間勤務開始予定日の前日までに当該申出に係る子の死亡等により申出者が子を養育しないこととなった場合 (注3)

当該申出はされなかったものとみなします。この場合において、申出者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

- (2) 育児短時間勤務期間中に次のいずれかの事由が生じた場合

育児短時間勤務期間は当該事由が生じた日に終了となります。この場合において、申出者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

- ① 子の死亡等申出に係る子を養育しないこととなった場合 (注3)
- ② 申出に係る子が小学校就学の始期に達した場合
- ③ その他、申出要件を満たさなくなった場合

(注3) 申出に係る子を養育しないこととなった場合

- ① 申出に係る子が死亡した場合
- ② 申出に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより申出をした職員の子でなくなった場合
- ③ 申出をした職員が申出に係る子と同居しないこととなった場合
- ④ 申出をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、申出に係る子を養育することができない状態となった場合

(注2) 申出者について、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業等が始まる時

申出者について、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、介護短時間勤務、育児・介護早出遅出勤務又は育児のためのフレックスタイム制が始まった場合は、育児短時間勤務期間はその前日に終了となります。この場合において、申出者は、学長に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません。当該休暇等の申出期限までに、必要書類を提出してください。

(注4) 特別養子縁組が不成立等となった場合

民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合は、当該事由が生じた日に育児休業は終了となります。この場合において、申出者は、学長に対して、原則として当該事由が生じた日にその旨を通知しなければなりません。

■ 給与

短縮した時間については無給

職員就業規則第46条
非常勤職員就業規則第25条
育児・介護休業等規則第16条
育児介護休業法第23条第1項